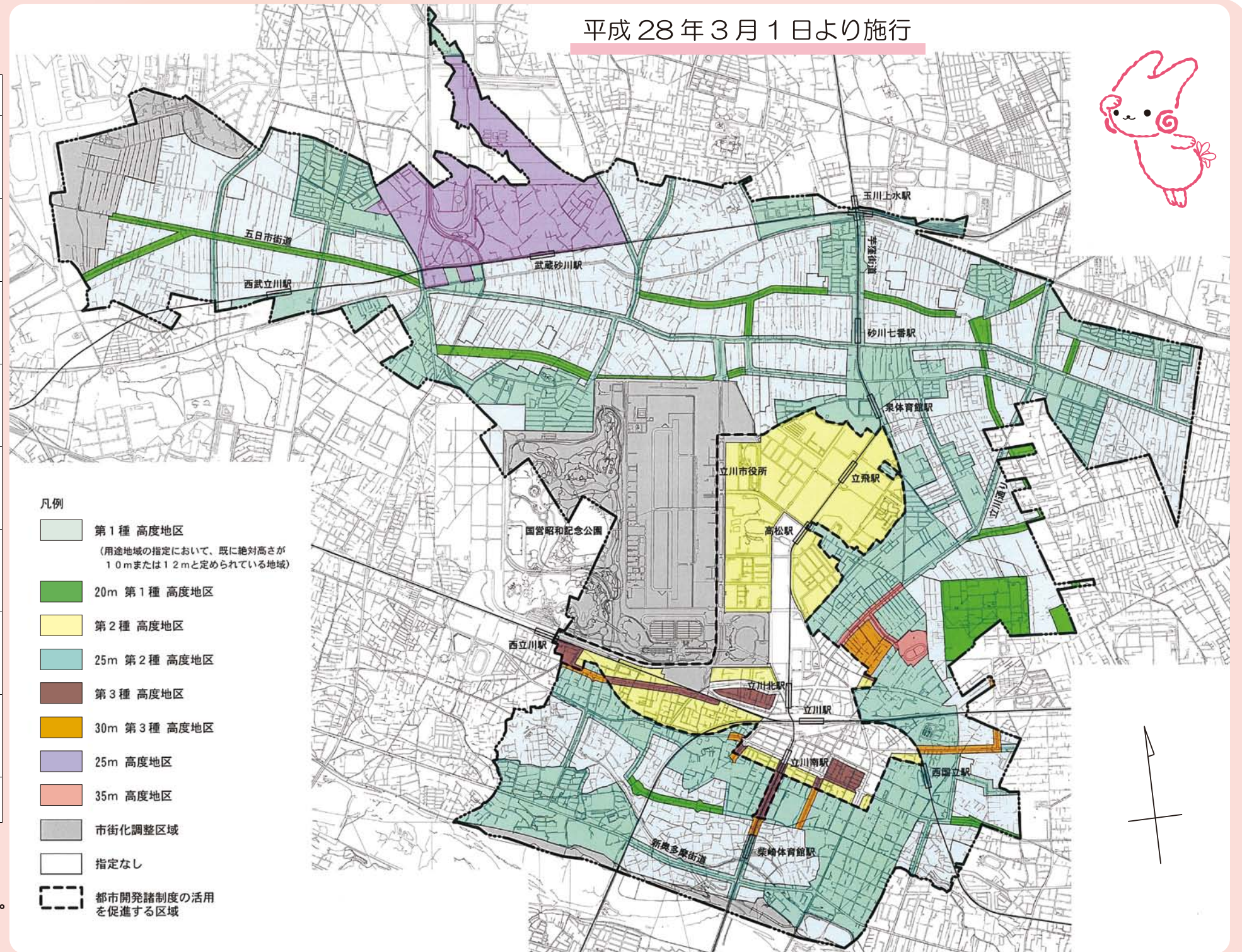


# 立川都市計画高度地区の変更

平成 28 年 3 月 1 日より施行

変更により、立川市の高度地区は、このようになりました。

種類	面積
第1種 高度地区	約 899.2 ha
20m第1種 高度地区	約 90.6 ha
第2種 高度地区	約 175.6 ha
25m第2種 高度地区	約 642.8 ha
第3種 高度地区	約 18.6 ha
30m第3種 高度地区	約 16.8 ha
25m 高度地区	約 129.5 ha
35m 高度地区	約 9.5 ha
合計	約 1982.6 ha



- 凡例
- 第1種 高度地区  
(用途地域の指定において、既に絶対高さが10mまたは12mと定められている地域)
  - 20m 第1種 高度地区
  - 第2種 高度地区
  - 25m 第2種 高度地区
  - 第3種 高度地区
  - 30m 第3種 高度地区
  - 25m 高度地区
  - 35m 高度地区
  - 市街化調整区域
  - 指定なし
  - 都市開発誘導制度の活用を促進する区域

絶対高さ制限導入により、高度地区の種類は下図の①～⑧になります。

※なお、高度地区制限のほかに、道路斜線、隣地斜線、日影規制等の形態規制があります。

- 凡例
- 斜線による制限
  - 絶対高さの制限

